

令和5年12月  
大竹市議会定例会（第5回）議事日程

令和5年12月1日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2	報告第 8号	専決処分の報告について（事故による和解及び損害賠償額の決定）	報 告
第 3	議案第67号	大竹市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について	即 決 （一 括） 総務文教付託
第 4	議案第71号	特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正について	
第 5	議案第72号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	
第 6	議案第68号	大竹市漁業集落排水事業及び大竹市農業集落排水事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	生活環境付託 （一 括）
第 7	議案第88号	令和5年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第3号）	
第 8	議案第69号	市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について	総務文教付託 （一 括） 総務文教付託
第 9	議案第70号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	
第10	議案第73号	大竹市産業振興奨励条例の一部改正について	
第11	議案第76号	広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合規約の変更について	総務文教付託
第12	議案第77号	大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について	総務文教付託
第13	議案第74号	大竹市保育所設置条例の一部改正について	生活環境付託 （一 括）
第14	議案第75号	大竹市国民健康保険条例の一部改正について	
第15	議案第80号	財産の無償貸付けについて	生活環境付託
第16	議案第78号	大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定について	生活環境付託 （一 括）
第17	議案第79号	大竹市地区集会所の指定管理者の指定について	
第18	議案第81号	市道路線の認定について	生活環境付託
第19	議案第82号	令和5年度大竹市一般会計補正予算（第4号）	総務文教付託

第20	議案第83号	令和5年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	生活環境付託 (一括) 総務文教付託
第21	議案第84号	令和5年度大竹市漁業集落排水特別会計補正予算(第1号)	
第22	議案第85号	令和5年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算(第1号)	
第23	議案第86号	令和5年度大竹市介護保険特別会計補正予算(第2号)	
第24	議案第87号	令和5年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	
第25	令和5年陳情第3号	消えた西国街道の復活とその原因の排除等を求める陳情	生活環境付託

### ○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 報告第 8号(報告・質疑)
- 日程第 3 議案第67号から日程第 5 議案第72号(説明・討論・表決・付託)
- 日程第 6 議案第68号から日程第 7 議案第88号(説明・付託)
- 日程第 8 議案第69号から日程第11 議案第76号(説明・付託)
- 日程第12 議案第77号(説明・付託)
- 日程第13 議案第74号から日程第15 議案第80号(説明・付託)
- 日程第16 議案第78号から日程第17 議案第79号(説明・付託)
- 日程第18 議案第81号(説明・付託)
- 日程第19 議案第82号から日程第24 議案第87号(説明・付託)
- 日程第25 令和5年陳情第3号(付託)

### ○出席議員(15人)

1番	北地 範久	2番	中野 友博
3番	豊川 和也	4番	山代 英資
5番	岡 和明	6番	小出 哲義
7番	末広 天佑	8番	藤川 和弘
9番	中川 智之	10番	小田上 尚典
11番	西村 一啓	12番	山崎 年一
13番	日域 究	14番	細川 雅子
15番	寺岡 公章		

### ○欠席議員(なし)

### ○説明のため出席した者

市		長	入山 欣郎
副	市	長	太田 勲男
教	育	長	小西 啓二

総務部長  
市民生活部長  
健康福祉部長兼福祉事務所長  
建設部長  
建設部地籍調査担当部長  
上下水道局長  
消防長  
総務課長併任選挙管理委員会事務局長

佐伯和規  
中村一誠  
三原尚美  
山本茂広  
小田健治  
古賀正則  
小田明博  
柿本剛

○出席した事務局職員

議会事務局長  
議事係長

山田智徳  
北修治

10時00分 開議

○議長（北地範久） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（北地範久） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、14番、細川雅子議員、2番、中野友博議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 報告第8号 専決処分の報告について（事故による和解及び損害賠償額の決定）

○議長（北地範久） 日程第2、報告第8号専決処分の報告について（事故による和解及び損害賠償額の決定）を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

消防長。

〔消防長 小田明博 登壇〕

○消防長（小田明博） 報告第8号専決処分の報告について説明いたします。

本件は、廿日市市上平良交差点内で発生しました交通事故に関する和解及び損害賠償額を定めることにつきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、令和5年11月13日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

事故による損害賠償の額は3万1,240円で、相手方はお手元の資料の方でございます。職員の公務中の車両運転に瑕疵があったため、損害賠償するものでございます。

次に、事故の概要を説明いたします。

令和5年9月25日16時20分頃、救急自動車は緊急走行にて交差点に進入し、右折をしようとしたところ、交差点内に停車していた大型トレーラーの左サイドミラーと救急自動車の右上部側面が接触し、大型トレーラーの左サイドミラーに損傷を生じさせたものでございます。

なお、賠償金につきましては、本市が加入しております全国市有物件災害共済会の自動車損害共済の保険から、債権者に支払われるものでございます。

本事故は、車両運転における安全確認等が不十分だったことに起因しておりますので、より一層の安全意識の向上並びに交通ルールの遵守につきまして、職員に注意喚起をし、交通事故の未然防止に努めているところでございます。

以上で、報告第8号の説明を終わります。

○議長（北地範久） これより、質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

日域議員。

○13番（日域 究） 緊急走行中と今初めて知ったんですけれども、ああいう場合に、車はそのまま病院に行ってしまうものなのか、それとも救急の乗っている職員が1人降りるの

か。前の消防長に聞いたことがあるんですけども、結構難しいと思うんですけどね。実際そのときどういうふうにされたのか、ちょっと教えてもらえますか。

○議長（北地範久） 消防長。

○消防長（小田明博） お答えいたします。

救急車両につきましては、3名が乗車しております。3名のうち、当然事故がありましたので、事故対応ということで1名、そこで降ろしまして、救急車両につきましては病院のほうに行きましたので、その患者さんにつきましては、影響がないような形で対応しております。

以上でございます。

○議長（北地範久） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本件は、報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第3～日程第5〔一括上程〕

議案第67号 大竹市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

議案第71号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について

議案第72号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○議長（北地範久） 日程第3、議案第67号大竹市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてから、日程第5、議案第72号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてに至る3件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 風邪を引きましたので、マスクのままでお許しをいただきたいというふうに思います。

議案第67号、議案第71号及び議案第72号につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第67号固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について、提案理由の御説明を申し上げます。

御承知のように、固定資産評価審査委員会は、地方税法で市町村に設置し、委員の任期は3年と定められ、定数は大竹市税条例で3人と定められております。この委員のうち、前田興二氏が、令和6年3月4日をもちまして任期満了となります。

前田氏は、平成21年3月5日から、固定資産評価審査委員会委員として、その職務に精励され、経験・人格・識見とも委員として申し分のない方でございますので、引き続き選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、市議会の同意を求めるところでございます。

続きまして、議案第71号特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正につ

いて、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、後ほど議案第70号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてで説明させていただきます、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の見直しにより、市長、副市長及び教育長に支給する期末手当をあわせて見直すものでございます。

続きまして、議案第72号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、後ほど議案第70号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてで説明させていただきます、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の見直しにより、議会の議員に支給する期末手当をあわせて見直すものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第67号、議案第71号及び議案第72号の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第67号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、議案第67号の討論に入ります。

討論の通告を受けていますので、発言を許可いたします。

13番、日域究議員。

○13番（日域 究） 議案第67号ですね、大竹市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてですけれども、大竹市は固定資産税ってなかなか難しい問題があるのが現実なんですけれども、ぜひ、いいアドバイスをいただきますように期待を申し上げて、賛成討論とします。よろしく。

○議長（北地範久） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第67号を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、議案第67号はこれに同意することに決しました。

議案第71号及び議案第72号の2件は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

**日程第6～日程第7〔一括上程〕**

**議案第68号 大竹市漁業集落排水事業及び大竹市農業集落排水事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について**

**議案第88号 令和5年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第3号）**

○議長（北地範久） 日程第6、議案第68号大竹市漁業集落排水事業及び大竹市農業集落排水事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について及び、日程第7、議案第88号令和5年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第3号）の2件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

上下水道局長。

〔上下水道局長 古賀正則 登壇〕

○上下水道局長（古賀正則） 議案第68号及び議案第88号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第68号大竹市漁業集落排水事業及び大竹市農業集落排水事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例について御説明申し上げます。

本件は、現在、特別会計である漁業集落排水事業及び農業集落排水事業について、令和6年4月から公営企業会計を適用するため、関係する条例の改正を行うものでございます。

平成31年1月25日付総務大臣通知、公営企業会計の適用の更なる推進についてにおいて、人口3万人未満の自治体においても、集落排水事業を含む下水道事業について、令和5年度末までに公営企業会計への移行が要請されておりました。そのため本市においても、令和6年度より、漁業集落排水事業及び農業集落排水事業について、地方公営企業法の全部を適用するものでございます。

条例の改正内容ですが、大竹市特別会計条例の改正により、大竹市漁業集落排水特別会計及び大竹市農業集落排水特別会計を廃止し、大竹市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の改正により、漁業集落排水事業及び農業集落排水事業に公営企業会計を適用させるものです。

また、集落排水事業の公営企業会計の適用に当たっては、現在の公共下水道事業会計を下水道事業会計に改め、公共下水道事業、漁業集落排水事業及び農業集落排水事業の3事業を、1つの会計で一括して管理するものです。

また、その他地方公営企業法の全部の適用に伴い、権限が市長から公営企業管理者に移行することなどにより、関係条例について所要の改正を行います。

次に、議案第88号令和5年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、継続費で予算措置しております4つの事業について、継続費の

事業期間、年割額などを変更するものでございます。

まず、1つ目は、大竹下水処理場し尿前処理施設建設工事業務で、令和6年度の事業費を6,000万円減額するものです。

この事業につきましては、令和5年6月議会において、令和6年度の事業費として1億9,100万円の補正を行っていますが、当時、入札の不調・不落が続いていたため、金額に余裕を持たせて補正しておりました。その後、契約の締結に至りましたが、執行残が発生する見込みとなりましたので、補正により事業費を減額するものでございます。

2つ目と3つ目は、小方ポンプ場汚水沈砂池機械・電気設備改築更新工事と、小方ポンプ場雨水ポンプ（No. 1）機械・電気設備改築更新工事です。

これらの工事は、小方ポンプ場内での工事になることから、汚水及び雨水の機械設備と電気設備、それぞれ一括発注・施工しているところですが、このうち、雨水ポンプの施工において、工事期間中に稼働が必要となるNo. 2ポンプに不具合が確認されたことから、仮設ポンプの設置が必要となりました。

その計画・設置に日数を要することになったため、今年度中の完成が困難となり、事業期間を令和6年度まで延長し、年割額を変更するものです。

4つ目は、大竹下水処理場し尿等前処理施設機械電気設備工事です。

この事業につきましては、現在、機械設備と電気設備についてそれぞれ契約を締結するよう進めておりますが、近年の資材価格などの高騰により、入札が不調となっています。

そのため、令和6年度中の完成が困難となり、当初の想定よりも事業費が増加することが見込まれるため、事業期間を令和7年度まで延長した上で、事業費を8,500万円増額するものです。

以上で、議案第68号及び議案第88号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第68号及び議案第88号の2件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第8～日程第11〔一括上程〕

議案第69号 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について

議案第70号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第73号 大竹市産業振興奨励条例の一部改正について

議案第76号 広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合同規約の変更について

○議長（北地範久） 日程第8、議案第69号市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正についてから、日程第11、議案第76号広島県市町総合事務組合の共同処理する



事務の変更及び広島県市町総合事務組合規約の変更についてに至る 4 件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 佐伯和規 登壇〕

○総務部長（佐伯和規） それでは、議案第69号、議案第70号、議案第73号及び議案第76号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第69号市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律が令和 5 年 5 月 8 日に公布され、一部の規定を除き、令和 6 年 4 月 1 日から施行されます。この改正に伴い、本条例で引用している地方自治法の条項が変更となったことから、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

続きまして、議案第70号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

人事院は、去る 8 月 7 日に国家公務員の給与等に関し、俸給月額を平均 0.96% 引き上げ、平均改定率を 1.1% とし、また、期末手当及び勤勉手当の支給月数について、それぞれ 0.05 月分引き上げるよう勧告しました。

この給与改定につきましては、国の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が国会において可決され、公布されたところでございます。本市におきましても、県内他市の動向等を勘案し、国家公務員に準じ、職員の給与改正等を実施しようとするものでございます。

条例の改正内容でございますが、第 1 条は、期末手当及び勤勉手当の支給月数について、それぞれ 0.05 月分を引き上げるとともに、国家公務員に準じて給料表の給料月額を改定するものでございます。

第 2 条は、期末手当の支給月数を 1.225 月に、勤勉手当の支給月数を 1.025 月に、それぞれ改めるものでございます。

次に、附則第 1 項ですが、この条例の施行日を公布の日とし、第 2 条による改正規定の施行日を令和 6 年 4 月 1 日とするものです。

附則第 2 項は、給料表に関する改定規定を令和 5 年 4 月 1 日に、期末手当及び勤勉手当に関する改正規定を令和 5 年 12 月 1 日に、それぞれ遡って適用することとするものです。

附則第 3 項は、この条例の施行日の前日までに支払われた給与は、改正後の給与の内払いであるという事務処理上の措置を規定しているものでございます。

続きまして、議案第73号大竹市産業振興奨励条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

産業構造の変化等に対応し、それらを反映するために、総務省が定める日本標準産業分類が改定されることになったため、同分類の大分類を引用している本条例を改正しようとするものでございます。

附則でございますが、施行期日について、改定に係る総務省告示の施行日に合わせて、

令和6年4月1日とするものでございます。また、経過措置として、改正前の規定により、指定事業者の指定を受けている者に係る奨励金については、従前の例によるものとしていきます。

続きまして、議案第76号広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合規約の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

広島県市町総合事務組合は、現在、8市9町8一部事務組合1広域連合の合計26団体により組織されています。このたび、本組合の構成団体である府中町から、令和6年4月1日から退職手当の支給に関する事務を共同処理したいとの申請がありましたので、同組合の共同処理する事務の変更及び組合規約の変更について、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、議案第69号、議案第70号、議案第73号及び議案第76号の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第69号から議案第76号に至る4件は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

## 日程第12 議案第77号 大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について

○議長（北地範久） 日程第12、議案第77号大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

なお、本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、10番、小田上議員には退席を願っております。御了承よろしくお願いいたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 佐伯和規 登壇〕

○総務部長（佐伯和規） それでは、議案第77号大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について、提案理由の御説明を申し上げます。

大竹市三倉岳県立自然公園休憩所設置及び管理条例第7条の規定に基づき、平成18年度から三倉岳県立自然公園協議会を指定管理者として、建物の維持管理や、三倉岳県立自然公園の利用促進を図ってまいりました。この結果、休憩所内での自主事業の開催など、施設の活用が図られるとともに、建物の維持管理につきましても、適切に管理されています。

令和6年3月31日で指定期間が満了となりますので、引き続き、令和6年度から令和8年度までの3年間、三倉岳県立自然公園協議会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、議案第77号の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますよう

お願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、質疑に入ります。

質疑の通告を受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第77号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第13～日程第15〔一括上程〕

議案第74号 大竹市保育所設置条例の一部改正について

議案第75号 大竹市国民健康保険条例の一部改正について

議案第80号 財産の無償貸付けについて

○議長（北地範久） 日程第13、議案第74号大竹市保育所設置条例の一部改正についてから、日程第15、議案第80号財産の無償貸付けについてに至る3件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長兼福祉事務所長 三原尚美 登壇〕

○健康福祉部長兼福祉事務所長（三原尚美） 議案第74号、議案第75号及び議案第80号につきまして、一括して提案理由を説明いたします。

初めに、議案第74号大竹市保育所設置条例の一部改正についてでございます。

平成30年12月に策定しました大竹市公立保育所等再編基本方針を基に、令和2年8月に、大竹市公立保育所等の再編における大竹地区施設整備計画を策定いたしました。この施設整備計画において、本町保育所を大竹保育所に統合すること。統合後の施設の位置は、現大竹保育所とすることなどを決定いたしました。

本改正は、この施設整備計画に基づき、本町保育所を廃止するため、本条例中第2条の表、本町保育所の項を削るものでございます。

なお、本条例は令和6年4月1日から施行します。

続きまして、議案第75号大竹市国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が公布され、国民健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、大竹市国民健康保険条例の一部を改正しようとするものでございます。

主な改正点は、出産する国民健康保険被保険者に係る産前産後期間相当分の均等割保険料及び所得割保険料の軽減で、施行期日は令和6年1月1日からになります。

なお、産前産後期間とは、出産予定月の前月から翌々月までの4月、また、多胎妊娠の場合には、出産予定月の3月前から翌々月までの6月となります。

続きまして、議案第80号財産の無償貸付けについてでございます。

本市の普通財産である旧松ヶ原小学校の建物及び土地は、現在、社会福祉法人美和福祉

会に無償で貸し付けており、当地では、さまざまな障害福祉サービスなどを展開されています。

この建物及び土地の貸付期間が令和6年3月31日をもって終了することに伴い、相手方から引き続き5年間の借受期間更新の申し出がありました。これに応じるため、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

平成30年当時、本市に障害者支援に関する社会的資源が少ない中、旧松ケ原小学校の有効活用及び地域の活性化も見込み、障害者の地域生活を支援する拠点の整備が可能な法人を誘致した経緯がございます。

現在まで、社会福祉法人美和福祉会が運営するおおたけ松美園における障害者サービスの利用者数は順調に推移しており、市民にも十分認知され、地域住民との交流も順調に行われているようです。

旧松ケ原小学校を有償で貸し付けますと、事業収入に対し負担が大きくなり、事業者として事業規模を縮小せざるを得ない可能性もございます。供給サービス量の低下は、障害者にとって不利益となりますし、障害者と住民との交流による地域の活性化も望めなくなります。

したがって、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間においても、当該建物及び土地を無償貸付けとしようとするものでございます。

以上で、議案第74号、議案第75号及び議案第80号の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第74号から議案第80号に至る3件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第16～日程第17〔一括上程〕

議案第78号 大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定について

議案第79号 大竹市地区集会所の指定管理者の指定について

○議長（北地範久） 日程第16、議案第78号大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定について及び日程第17、議案第79号大竹市地区集会所の指定管理者の指定についての2件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

〔市民生活部長 中村一誠 登壇〕

○市民生活部長（中村一誠） それでは、議案第78号及び議案第79号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第78号大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定についてを御説明いたします。

コミュニティサロン玖波につきましては、令和5年度から、公益社団法人大竹市シルバー人材センターを指定管理者として指定していましたが、令和6年3月31日をもって指定期間が満了するため、引き続き同センターを指定管理者として指定するものでございます。

公益社団法人大竹市シルバー人材センターは、これまでも市民が気軽に交流できる場となるよう、さまざまな創意工夫を行い、施設の利用促進を図っているところでございます。

また、昨年12月の議員全員協議会でも説明しましたが、現在の玖波公民館は、新たに玖波地域交流施設として整備し、コミュニティサロン玖波の機能を同施設に統合する方向で検討が進められています。

このため、令和8年度末までを目途に、コミュニティサロン玖波の機能は、玖波地域交流施設に統合され、現在のコミュニティサロン玖波の施設は、別の活用用途を検討することとなります。

こうした状況を踏まえ、令和6年度の指定管理者を選定するに当たり、引き続き公益社団法人大竹市シルバー人材センターを指定管理者として指定することが適切と考え、議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定期間は玖波地域交流施設との機能統合など、今後の検討段階に柔軟に対応ができるよう、令和6年4月1日から1年間としております。

続きまして、議案第79号大竹市地区集会所の指定管理者の指定について、提案理由の御説明を申し上げます。

この集会所は、平成26年度の施設開設当初から、木野一丁目自治会を指定管理者に指定し、施設の管理運営を行っています。令和6年3月31日で5年間の指定期間が満了いたしますので、市としましては、施設の設置経緯や集会所の本来の目的からも、引き続き、木野一丁目自治会を指定管理者として指定することが最適と考え、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、議案第78号及び議案第79号の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告を受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第78号及び議案第79号の2件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第18 議案第81号 市道路線の認定について

○議長（北地範久） 日程第18、議案第81号市道路線の認定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

建設部長。

[建設部長 山本茂広 登壇]

○建設部長（山本茂広） 議案第81号市道路線の認定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回認定しようとする元町瀬田線は、大竹市元町二丁目から和木町瀬田をつなぐ橋りょうにおける道路で、現在、本市と和木町において、県境で折半して管理しております。今後も両市町において適正な維持管理を行っていくために、市道路線として新たに認定しようとするものでございます。

道路の概要ですが、全延長は103.8メートル、有効幅員は3メートルの鋼構造で、うち大竹市道として認定する範囲は、51.9メートルでございます。

以上で、議案第81号の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第81号は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第19～日程第24〔一括上程〕

議案第82号 令和5年度大竹市一般会計補正予算（第4号）

議案第83号 令和5年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第84号 令和5年度大竹市漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）

議案第85号 令和5年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第1号）

議案第86号 令和5年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第87号 令和5年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（北地範久） 日程第19、議案第82号令和5年度大竹市一般会計補正予算（第4号）から、日程第24、議案第87号令和5年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に至る6件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

[副市長 太田勲男 登壇]

○副市長（太田勲男） 議案第82号から議案第87号までの各会計補正予算につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、53ページからの議案第82号令和5年度大竹市一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ3億6,867万8,000円を追加し、予算総額を173億5,124万円にするとともに、継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正を予定しているものでございます。

内容を順に説明させていただきますが、説明の都合により、65ページの歳出から御説明いたします。

各費目に共通する内容といたしまして、先ほど御提案申し上げました、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）及び、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例（案）によるものと、当初予算成立後の人事異動等に伴う人件費の調整を行っております。

具体的には、特別職、一般職の給料、職員手当及び共済費をまとめまして、595万円減額しております。それぞれ調整の上、各費目に計上させていただいておりますので、以下ではこの部分についての説明を省略させていただきます。

第2款総務費の主な内容といたしましては、ふるさと納税寄附金の増が見込まれるため、返礼品の発送などに要する経費及び地方創生事業基金積立金を、それぞれ7,500万円増額するほか、小・中学校など公共施設照明設備のLED化に要する経費を450万円計上するものでございます。

第3款民生費の主な内容といたしましては、後期高齢者医療療養給付費負担金の前年度精算金として、過年度療養給付費負担金を2,183万1,000円計上するほか、障害児通所給付事業に要する経費を、執行見込みにあわせて3,165万8,000円増額するものでございます。

第8款土木費は、県道等整備事業に係る県営事業負担金を660万円増額するほか、国の補正予算に計上された交付金を財源として、大竹駅周辺整備事業に要する経費を1億円増額するものでございます。

第9款消防費は、10月に市内で発生した断水の対応として、備蓄水を緊急的に使用したため、これを補充するための経費を44万3,000円計上するものでございます。

第10款教育費は、大竹中学校の空調設備の改修に要する経費を、930万円計上するものでございます。

次に、63ページからの歳入予算につきまして御説明いたします。

第14款国庫支出金は、歳出予算の事業の執行見込みにあわせて7,562万1,000円増額するものでございます。

第15款県支出金は、歳出予算の事業の執行見込みにあわせて791万4,000円増額するものでございます。

第17款寄附金は、ふるさと納税寄附金を1億5,000万円増額するものでございます。

第18款繰入金は、財政調整基金による財源調整を予定しているものでございます。

第19款繰越金は、前年度繰越金を1,801万1,000円計上するものでございます。

第21款市債は、歳出予算の事業の執行見込みにあわせて4,900万円増額するものでございます。

57ページの第2表継続費の補正は、大竹駅東西広場整備事業について、鉄道事業者による駅舎解体工事等の進捗により、西口広場の工事着手に遅れが生じるため、年割額等を変更するものでございます。

次に、58ページの第3表繰越明許費の補正は、諸般の事情により年度内事業完了が見込めず、繰越措置をお願いするものでございます。

次に、59ページの第4表債務負担行為の補正は、今後の業務に備えるため、入札などを事前に実施する必要があるものや、複数年の契約をするものについて、債務負担行為の追加及び変更をするものでございます。

次に、60ページの第5表地方債の補正は、このたびの補正予算において整理しております地方債について、追加及び変更するものでございます。

以上が、議案第82号令和5年度大竹市一般会計補正予算（第4号）の概要でございます。

続きまして、83ページからの議案第83号令和5年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ980万6,000円を追加し、予算総額を29億5,736万4,000円にするものでございます。

内容といたしましては、第1款総務費につきまして、一般職給料、職員手当をあわせて83万円、第5款保険事業につきまして、健康管理システム改修業務委託料を92万9,000円、第7款諸支出金につきまして、療養給付費等負担金等返還金を804万7,000円計上し、歳入の前年度繰越金及び一般会計繰入金で財源調整をいたしております。

続きまして、95ページからの議案第84号令和5年度大竹市漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明いたします。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ300万円を追加し、予算総額を8,773万9,000円にするものでございます。

内容といたしましては、歳入の管渠施設改良事業債を財源として、管渠施設等改良事業に要する経費を300万円増額するものでございます。

次に、98ページの第2表繰越明許費の補正は、諸般の事情により年度内事業完了が見込めず、繰越措置をお願いするものでございます。

次に、99ページ第3表地方債の補正は、このたびの補正予算において整理しております地方債について変更するものでございます。

続きまして、議案第85号令和5年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明いたします。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ97万円を追加し、予算総額を7,353万8,000円にするものでございます。

内容といたしましては、第1款総務費につきまして、一般職給料、職員手当をあわせて97万円計上し、歳入の前年度繰越金で財源調整をいたしております。

続きまして、115ページからの議案第86号令和5年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明いたします。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ583万4,000円を追加し、予算総額を29億311万8,000円にするものでございます。

内容といたしましては、第1款総務費につきまして、一般職給料、職員手当をあわせて90万円、システム改修委託料を493万4,000円に計上し、歳入の国庫支出金及び一般会計繰入金で財源調整をいたしております。

続きまして、125ページからの議案第87号令和5年度大竹市後期高齢者医療特別会計補



正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ79万3,000円を減額し、予算総額を5億5,342万8,000円にするものでございます。

内容といたしましては、第1款総務費につきまして、一般職給料、職員手当をあわせて298万円減額するほか、第2款後期高齢者医療広域連合納付金につきまして、過年度保険料等負担金を218万7,000円計上し、歳入の前年度繰越金及び一般会計繰入金で財源調整をいたしております。

以上、議案第82号から議案第87号までの補正予算の提案説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（北地範久） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第82号及び議案第85号の2件は、総務文教委員会に、議案第83号、議案第84号、議案第86号及び議案第87号の4件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第25 令和5年陳情第3号 消えた西国街道の復活とその原因の排除等を求める陳情

○議長（北地範久） 日程第25、令和5年陳情第3号消えた西国街道の復活とその原因の排除等を求める陳情を議題といたします。

陳情の要旨の朗読を省略いたします。

ただいま議題となっております令和5年陳情第3号は、生活環境委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、12月2日から12月13日までの12日間、休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、12月2日から12月13日までの12日間、休会することに決しました。

お諮りいたします。

本日、議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

この際、御通知申し上げます。

12月4日は午前10時から総務文教委員会を、その終了後、総務文教委員政策研究会を、12月5日は午前10時から生活環境委員会を、12月6日は午前10時から基地周辺対策特別委員会を、その終了後、議会のあり方調査研究特別委員会を、その後、広報広聴特別委員会を、それぞれ第1委員会室で開催する旨、各委員長から通知を受けております。

ただいま御出席の各位には、特に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

12月14日は午前10時に開会いたします。ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

10時50分 散会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年12月1日

大竹市議会議長 北 地 範 久

大竹市議会議員 細 川 雅 子

大竹市議会議員 中 野 友 博